



島根県報

平成23年1月14日（金）

第2,256号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
換地計画書の縦覧（2件）	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	3
保安林の指定の解除	（　　〃　　）	3
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出の取下げ	（　　〃　　）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	5
制限区域の変更	（港湾空港課）	5

【公 告】

都市計画決定の図書の縦覧	（都市計画課）	7
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（　　〃　　）	7

【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る 競争入札の参加資格等	（下水道推進課）	8
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る 一般競争入札の実施	（　　〃　　）	8

【教委公告】

荒神谷遺跡銅剣複製品等制作業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の 実施	（文化財課）	10
--	--------	----

告 示**島根県告示第21号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 地域活動支援センタ ーよしかの里	共同生活介護 共同生活援助	グループホームあおい	鹿足郡吉賀町立河内106番地2	平成23年 1月 1日
特定非営利活動法人 こころ	共同生活援助	共同生活援助事業所き たほりハウス	松江市西津田六丁目12番42号	平成23年 1月 1日
株式会社花麒麟	行動援護	訪問介護事業所花きり ん	松江市古志原二丁目18番23号 サニーサイドらいふ202号	平成23年 1月 1日

島根県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う出雲南地区立久恵工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年 1月14日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区寺領1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年 1月14日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第24号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野字萬次尻613-5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319-56

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年 1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Good Day by ushio 医大通店 出雲市塩冶町2125番地1 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1
- (3) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,513平方メートル
(変更後) 1,969平方メートル
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 6台 建物南側
(変更後) 20台 建物南西側、建物北西側
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 6か所 駐車場1 (南西側・南側・東側)、駐車場2 (東側・北東側・北側)
(変更後) 7か所 駐車場1 (北西側・南西側・南側・東側)、駐車場2 (東側・北東側・北側)
- (4) 変更する年月日
- ア及びイの変更 平成23年8月29日
- ウ (駐車場1の北西側出入口の変更に限る。)の変更 平成17年9月1日
- ウ (駐車場1の南側出入口の変更に限る。)の変更 平成23年3月20日

2 届出年月日

平成22年12月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第27号

平成22年島根県告示第293号で告示した大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による次の届出は、取下げられたのでここに告示する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 取下げられた届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ 島根県出雲市今市町259番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みよしや 代表取締役 三吉 廣善

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫

イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 668台 店舗北側・西側・南側、立体駐車場、屋上階

(変更後) 613台 店舗北側・南側、立体駐車場、屋上階

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 10か所 店舗北側・西側・南側、立体駐車場、屋上階

(変更後) 7か所 店舗北側・南側、立体駐車場、屋上階

(4) 変更する年月日

平成22年12月1日

2 取下げ年月日

平成22年12月27日

3 取下げの理由

減少する予定であった駐車場を継続して使用することとなったため。

島根県告示第28号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成21年度～22年度	62枚	1冊	黒松1区	平成22年12月28日
松江市	平成16年度～22年度	53枚	1冊	西尾④	平成22年12月28日
雲南市	平成19年度～21年度	25枚	1冊	飯石（栗谷1）	平成22年12月28日
雲南市	平成20年度～21年度	59枚	1冊	上久野3	平成22年12月28日

島根県告示第29号

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）第2条の2第4項において準用する同条第1項の規定により平成16年島根県告示第672号で設定した制限区域の一部を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 制限区域を変更する港湾

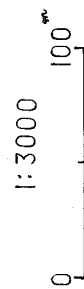
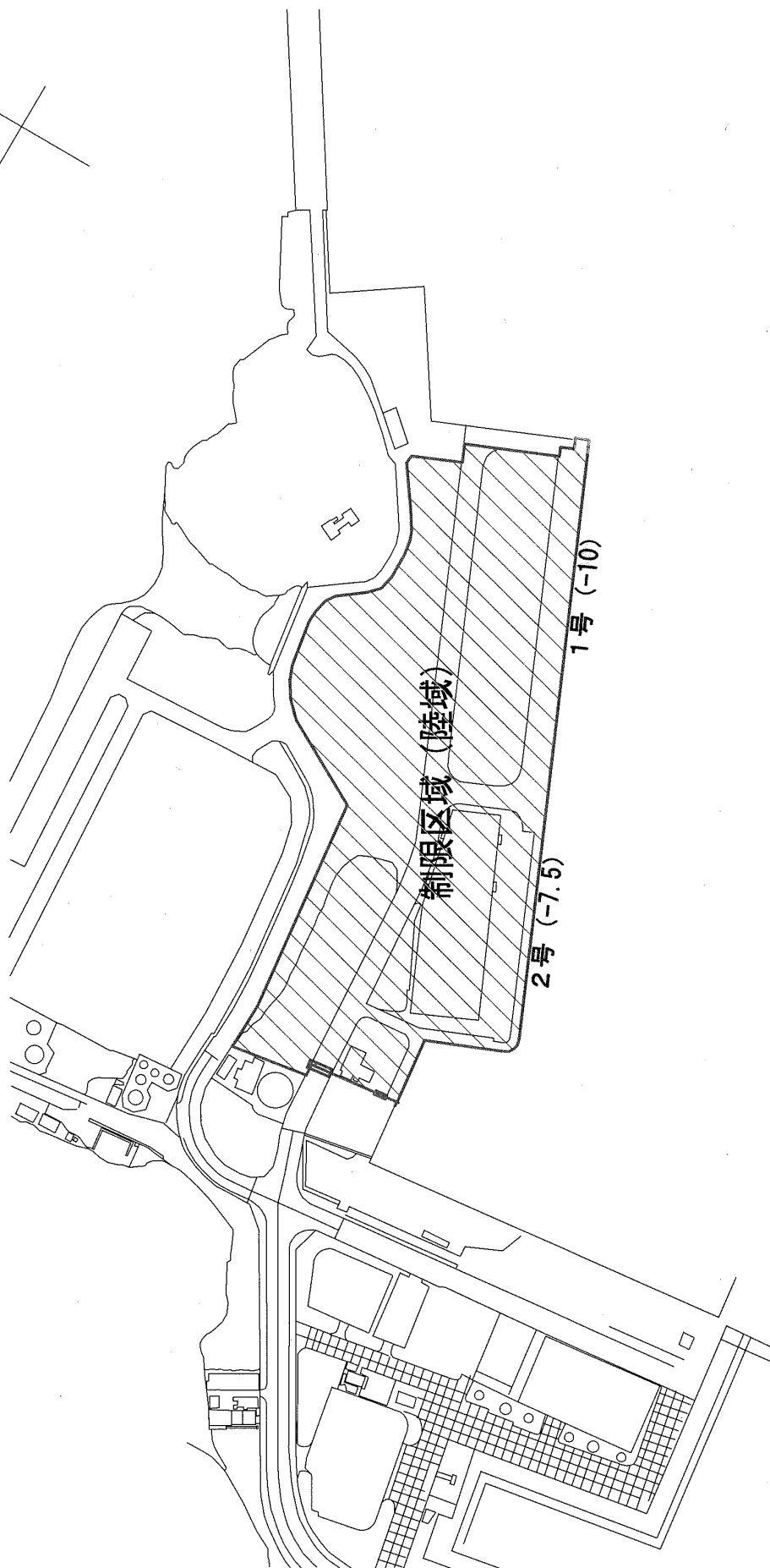
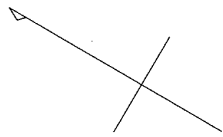
浜田港

2 変更後の埠頭指標対応措置に係る制限区域

浜田港長浜地区のうち別図で表示する区域

別図

N



でフェンスで
囲まれた陸域

制限区域の位置図
(浜田港長浜地区)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 1 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）乃白北地区計画（松江市）

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）宇竜谷地区計画（松江市）

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）揖屋干拓工業団地地区計画（松江市）

松江圏都市計画揖屋干拓工業団地地区計画（東出雲町）

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 1 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域（松江市）

松江圏都市計画用途地域（安来市）

松江圏都市計画用途地域（東出雲町）

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 1 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画東出雲工業団地地区計画（東出雲町）

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

平成22年度において、宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥のセメント原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

ウ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

エ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成23年3月1日から平成24年3月20日まで

ただし、下水汚泥の搬出は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成17年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。

エ 平成17年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があり、当該業務に係る施設の処理能力が50トン/日以上であること。

オ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成23年1月14日から平成23年1月28日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)(1)の場所において交付する(要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。)

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成23年1月28日午後5時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成23年1月14日から平成23年1月28日まで(休日を除く。)(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成23年2月25日 午後1時30分(郵便による提出にあつては、平成23年2月25日正午必着のこと。)

イ 場所

平成23年2月25日午後1時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成23年 2月25日 午後 1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積った金額の100分の5以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity :

Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : February 25th, 2011, 1 : 30 p.m.

(Mail must arrive by the noon of February 25th 2011 at the latest)

(3) Department in charge of contracts :

Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

教 育 委 員 会 公 告

荒神谷遺跡銅剣複製品等制作業務に係る事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成23年 1月14日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

荒神谷遺跡銅剣複製品等制作業務（以下「業務」という。）に係る企画提案競技

(2) 仕様

別に定める業務仕様書による。

(3) 提案価格の上限額

合計額は64,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

ア 力士埴輪ほか復元作業、出雲大社境内遺跡ほか情景模型制作、鹿蔵山遺跡出土遺物復元模造品制作及び青木遺跡ほか出土遺物複製品制作

平成24年 3月23日（金）

イ 国宝荒神谷遺跡出土銅剣複製品及び安定台制作並びに国宝加茂岩倉遺跡出土銅鐸安定台制作

平成24年 1月31日（火）

(2) 納入場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる(1)から(9)までのすべてに該当すること。

なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての企業が(1)から(5)までのすべてに該当し、1社以上が(6)から(9)に該当していなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限においてその措置が満了していない者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 国指定文化財（美術工芸品）の復元、復元模造品制作、複製品及び安定台の制作を行った実績があること。

(7) 情景模型の制作については、建築物、遺構、遺物、人物、地形、植生、色調等について、建築物設計者や学芸員の指示を具体化するのに必要な技術力や資材を有していること。

(8) 業務について、熟練した技術を有すること。

(9) 業務の実施に必要な専任の人員及び機材の確保ができる者で、企画提案競技参加申込書の提出日において業務の実施に必要な専任技術者及び業務管理者を雇用していること。

4 提案競技説明手続

(1) 企画提案競技実施要領の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

平成23年 1月14日（金）から平成23年 1月26日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

10に同じ。

(2) 提出書類の種類及び部数

ア 企画提案書（様式第1号～第6号）	10部
イ 企業・団体概要（定款、規約、会社案内等）	1部
ウ 県税に係る納税証明書	1部
エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書	1部

(3) 説明会

企画提案書を提出しようとする者は、必ず説明会に参加することとし、平成23年1月26日（水）までに、10の担当者へ書面（様式自由）にて申し出ること。

ア 期日

平成23年1月27日（木）

イ 会場及び開始時間

島根県立古代出雲歴史博物館（島根県出雲市大社町杵築東99-4） 午前10時

出雲弥生の森博物館（島根県出雲市大津町2760） 午後1時

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター（島根県松江市打出町33） 午後3時

ウ その他

現地説明会会場へは、開始時間までに各自移動し、集合すること。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成23年2月14日（月）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

10に同じ。

5 提案競技に係る質問書

(1) 質問書は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、FAXにより受け付けるものとするが、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

10に同じ。

(3) 送付期限

平成23年2月1日（火）午後5時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、平成23年2月4日（金）までに参加者全員に対しFAXにより通知する。

6 選定方法

(1) 審査要領については、別途定める。

(2) 評価については、以下の点を特に考慮する。

ア 提案内容と事業目的の合理性

イ 提案内容の実現性及び安全性

ウ 事業者の専門性及び実行能力

エ 過去類似事業の実績

オ 全体コストの抑制

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計点を算出する。

- (4) 提出書類により参加資格を審査した後、提案書について荒神谷遺跡銅剣複製品等制作業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき厳正な審査を行い、事業予定者の選定を行う。
 - (5) プレゼンテーションの実施日時等は、提案競技参加者に別途通知する。
 - (6) 審査委員会による選定の結果については、企画提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- 7 企画提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - (2) 参加する資格ない者が提案したとき。
 - (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
 - (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
 - (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
 - (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき
 - (7) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- 8 契約
- (1) 契約相手方
事業予定者と荒神谷遺跡銅剣複製品等制作業務委託契約締結について交渉の上、随意契約を行うものとする。
 - (2) 契約金額
事業予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内で決定する。
 - (3) 前金払
前金払は行わない。
 - (4) 契約保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (5) その他契約条項
事業予定者と協議の上、定める。
- 9 その他留意事項
- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
 - (7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。
- 10 企画提案競技に関する問合せ先（書類提出先）
- 郵便番号 699-0701
- 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館 学芸部学芸グループ
- 担当 平石 充、久保田一郎
- 電話番号 0853-53-8600
- FAX番号 0853-53-5350
- 電子メールアドレス rekihaku@pref.shimane.lg.jp

11 Summary

(1) Name of service or goods to be procured :

producing replicas of bronze swords of Kojindani : Site and other items

(2) Proposal Deadline :

17 : 00 Monday 14th February 2011

(3) Contact Information :

Mr. Kubota, Mr. Hiraishi

Shimane Museum of Ancient Izumo

99-4 Kitsuki-Higashi, Taisha, Izumo City, Shimane Prefecture, 699-0701 Japan

Telephone : 0853-53-8600